

人事労務のプロがお届けする情報ボックス

2010年
平成22年1月31日

ろうむの玉手箱

〒950-2101

新潟市西区五十嵐1の町7229-2

小野本 社労士 事務所

電話 025-268-6120 FAX 025-268-6130

Email: info@sr-onomoto.jp

ホームページ: <http://www.sr-onomoto.jp/>

メルマガ=ろうむお役立ちミニ情報=発行中

ホームページよりご登録ください

賞与を59歳の人に払う？

59歳の人に賞与を払うと、60歳からの在職老齢年金が減ってしまいます。

1カ月に減らされる金額は数万円ですが、減額はほぼ1年間続き、結果として賞与の半額に当たる年金がもらえなくなります。

重要ポイント

60歳以降、在職しながら受け取る年金は、59歳の賞与が多いと大幅な減額となってしまいます。

59歳の賞与支払いには要注意です。

59歳の賞与、1年たってみれば手元に残るのは3割

賞与には社会保険料がかかります。

平成15年3月までは賞与に保険料はほとんどかからなかったのですが、昔話になりました。

賞与を支払うためには、社会保険料を考えて14%増しのお金を用意しなければなりません。逆に、従業員にしてみると、社会保険料と税金を引いた後、およそ8割の手取りといったところでしょう。

賞与を59歳の人に払ったとしましょう。

60歳で退職なら問題ないのですが、60歳以降、働きながら年金をもらうのであれば、本来もらえる年金が、賞与をもらったため減らされ、実質手取り3割になってしまいます。

せっかくの賞与が、翌年の年金減額という制度のため、本人には3割しか届かないのです。

在職老齢年金のしくみ

60歳過ぎて働きながら(=厚生年金に加入しながら)もらう年金を、在職老齢年金といいます。

月例給与(標準報酬月額)と年金を合計した額が一定の金額以上の人には年金を調整(=減らします)して支給しますというのが在職老齢年金です。

平成15年度から社会保険に総報酬制が導入され、賞与からの保険料徴収がはじまりました。それに伴い平成16年度から在職老齢年金についても賞与が含まれる、総報酬制型の在職老齢年金になりました。

在職老齢年金は、60歳台前半と60歳台後半でしくみが違いますが、以下は60歳台前半にかぎっての話です。

年金はいくら減らされるのか

「退職したらもらえる年金月額と60歳になっての月例給与をたした金額が、多ければ多いほど年金を減らします」

従来からのこの原則に、総報酬制の導入後は、【直近1年間の賞与の総額の12分の1】が加わることになりました。

【標準報酬月額(ほぼ月例給与と同じ)と直近1年間の賞与額の12分の1を足したものを】を総報酬月額相当額と呼びます。

年金は次の式で計算された額が減らされます。



年金の減らされる額 =
 $(\text{年金月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \div 2$

年金月額が10万円で、給与が20万円、59歳の賞与ナシの場合

もらえる年金を計算してみましょう。
 $(10\text{万円} + 20\text{万円} - 28\text{万円}) \div 2 = 1\text{万円}$ 。

退職であれば10万円満額もらえる年金が、1万円減らされて9万円になります。

20万円の給与に対し、本来の10万円ではなく9万円の年金がもらえます。

年金月額が10万円で、給与が20万円、59歳の賞与が年間60万円の場合

賞与の60万円の12分の1は5万円です。総報酬月額相当額ではこの5万円を加えなければなりません。

年金は $(10\text{万円} + 20\text{万円} + 5\text{万円} - 28\text{万円}) \div 2$ の3万5千円が減らされます。

10万円の年金が3万5千円減らされて6万5千円になります。

同じ20万円の給与ですが、59歳の賞与60万円があったために、賞与がなかったときと比べて1カ月2万5千円も少ない年金となるのです。

1年では30万の年金の減額となります。

60万円の賞与の手取り額は社会保険料と税金を引いて約8割の48万円くらいです。

1年後の年金が30万円少ないのです。60万円の賞与は見えない形でわずか18万円、実質3割となってしまうのです。

59歳の賞与額が生きるために

『定年は満60歳に達した日の属する賃金締切日とする。本人が継続雇用を希望する場合、各人ごとに労働条件を見直し65歳まで再雇用する』

60歳からの雇用ではこのような取り扱いがよく行われています。

ですから定年前の59歳のときに労働条件を変更することは難しいかもしれません。

「こんなに会社に貢献したのに賞与が少ない！」とトラブルになりかねません。賞与と在職老齢年金のしくみを知らないのであれば

当然でしょう。ですから58歳という早い時点で59歳の賞与と在職老齢年金のしくみについて十分説明し、理解を得ておく必要があるのではないのでしょうか。

その上で

・対策その1

59歳になるときに特別昇給をし、その後は賞与を支払わない。

・対策その2

59歳の賞与は支給しないで、60歳の定年退職金に特別加算金という形で考慮する。

などの対策も考えられます。

会社の従業員数、年齢構成(50台後半の人数)、賞与の額や年収に占める割合、どのような退職金制度なのかなどにより、とれる対策は違ってきます。

早めに、対象者の合意を得た上で行いましょう。

59歳で賞与を払っても影響がないケースもある

年金が減額されるのは年金月額と総報酬月額相当額をたして28万円以上になる場合です。

厚生年金の加入期間が短い、あるいは、加入期間は長くてもずーと報酬が低かったなどの場合には、当てはまりません。

年金月額が3万円、給与が20万円、前年の賞与の12分の1が5万円以下なら、合わせて28万円に満たないのでから。

また、60歳以降の月例給与が38万円以上なら前年の賞与に関わらず年金はまったくもらえませんが、影響はありません。

在職老齢年金は、職安からの給付金をもらう場合にはさらなる減額もあり、複雑です。

年金制度の従業員説明会をいたします。

また、従業員本人と配偶者も同席しての個別な相談にも応じ、「納得できた！」とご感想を頂いています。

お気軽にお問い合わせください。



トピックス

協会けんぽ 保険料率のアップ 4月から

協会けんぽ 運営委員会

厚生全国健康保険協会は27日、中小企業の従業員らが加入する協会けんぽ(旧政府管掌健康保険、約3500万人)の10年度の都道府県別の保険料率(労使折半)を決定しました。

都道府県毎に料率は異なりますが、景気悪化による賃金の低下に伴い、保険料収入が大幅に落ち込んだことが影響して、年収に占める全国平均の保険料率は現在の8.2%から9.34%へと大幅に上昇しています。

最高は北海道(9.42%)、最低は長野県(9.26%)で09年度と同じですが、両者の格差は0.11ポイントから0.16ポイントに広がっています。

新潟県は低いほうから2番目、9.29%です。今が8.18%なので1.11%のアップです。

年収500万円なら事業主が27,750円、従業員も同額の負担増。1ヶ月では2,300円増となります。

シリーズ 年金

～ 年金加入の25年 ～

Q 鳩山首相が年金加入期間25年は長すぎると発言しましたネ。私(主婦)は厚生年金に加入したのは15年だけれど・・・



A 25年には厚生年金加入期間のほかに、共済組合員期間、国民年金納付期間、第3号被保険者期間、国民年金免除期間、カラ期間も入ります。夫が厚生年金か共済年金に加入していれば、配偶者は第3号被保険者になりますから、厚生年金だけで25年なくても心配要りません。

人事労務の素朴な疑問

産業医って何？

働く人の健康確保のため、専門家による協力・指導を受けることが望ましいということから、従業員(常時使用する労働者)が50人以上の事業所には「産業医」の選任が義務付けられています。

医師であって特定の研修を終了した人に産業医という資格が与えられています。

産業医を選任しなかったりした場合には事業者は50万円以下の罰則を科すと労働安全衛生法に定められています。

8ヶ月雇用で年休がある？！

業務日誌 1月 日

「4月から11月まで8カ月の期間で雇用する人に年次有給休暇は発生するのですか？」

雇い入れから6カ月を経過し、全労働日の8割以上を出勤すれば、10日の年次有給休暇を与えなければならない、このことはよくご存知の総務担当者からの質問である。

年次有給休暇は要件を満たした場合、継続し又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならないので、極端に言えば6カ月経過した翌日に10日の休暇を請求されることもありうるわけだ。

ただ、まとまった日数の年休をとる人は少ないのが多くの会社の実態。残りの契約期間が2カ月なのに、10日も与えなければならないのはどうかという疑問は至極当然だ。按分ということがあっていいのでは？という疑問もわからないわけではない。

年次有給休暇は過去の継続勤務を要件として発生するもので、法律上は将来の期間は

問われていない。従って年次有給休暇は期間の定めのない人と同様に発生することになる。

